

三朝町下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

三朝町長

## 三朝町条例第21号

### 三朝町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 町の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水処理事業、林業集落排水処理事業及び小規模集合排水処理事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(地方公営企業法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

3 農業集落排水処理事業、林業集落排水処理事業及び小規模集合排水処理事業の施設の名称、位置及び処理区域は、別表に掲げるとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに関するものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の前年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(三朝町特別会計設置条例の一部改正)

2 三朝町特別会計設置条例(昭和39年三朝町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">三朝町財産区特別会計</td> <td style="width: 50%;">財産区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごと</p>	略		三朝町財産区特別会計	財産区	略		<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">三朝町財産区特別会計</td> <td style="width: 50%;">財産区</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">三朝町下水道事業特別会計</td> <td style="border: 2px solid black;">下水道事業</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">三朝町集落排水処理事業特別会計</td> <td style="border: 2px solid black;">農業集落排水処理事業、林業集落排水処理事業、小規模集落排水処理施設整備事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごと</p>	略		三朝町財産区特別会計	財産区	三朝町下水道事業特別会計	下水道事業	三朝町集落排水処理事業特別会計	農業集落排水処理事業、林業集落排水処理事業、小規模集落排水処理施設整備事業	略	
略																	
三朝町財産区特別会計	財産区																
略																	
略																	
三朝町財産区特別会計	財産区																
三朝町下水道事業特別会計	下水道事業																
三朝町集落排水処理事業特別会計	農業集落排水処理事業、林業集落排水処理事業、小規模集落排水処理施設整備事業																
略																	

に、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。

略		
三朝町 財産区 特別会計	財産区財産より生ずる生産物、使用料その他諸収入金	財産区財産の維持管理費、一時借入金 の利子、造林事業 (新植、補植、保育、 作業道の設置並びに 補修)その他の諸支出 金
略		

に、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。

略		
三朝町 財産区 特別会計	財産区財産より生ずる生産物、使用料その他諸収入金	財産区財産の維持管理費、一時借入金 の利子、造林事業 (新植、補植、保育、 作業道の設置並びに 補修)その他の諸支出 金
三朝町 下水道 事業特別会計	下水道使用料、下水道事業収入、国 県支出金、一般会 計繰入金、負担 金、町債その他の 諸収入金	下水道管理費並び に下水道事業費、 借入金の償還金及 び利子その他諸支 出金
三朝町 集落排 水処理 事業特別会計	使用料、分担金、 県支出金、一般会 計繰入金、町債そ の他の諸収入金	集落排水処理管理 費並びに集落排水 処理事業費、借入 金の償還金及び利 子その他の諸支出 金
略		

(三朝町特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに発生した前項の規定による改正前の三朝町下水道事業特別会計及び三朝町集落排水処理事業特別会計に属していた剰余金、債権、債務及びその他の資産は、三朝町下水道事業会計に引き継ぐものとする。

(三朝町公共下水道条例の一部改正)

- 4 三朝町公共下水道条例(昭和61年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>三朝町公共下水道の管理に関する条例</u>	<u>三朝町公共下水道条例</u>
(趣旨) 第1条 この条例は、三朝町公共下水道の管理及び使用について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 この条例は、三朝町公共下水道の <u>設置、</u> 管理及び使用について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
(用語の定義)	(用語の定義)

<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>排水区域</u> 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。</p> <p>(5) <u>処理区域</u> 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>
--	---

(三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>三朝町集落排水処理施設の管理に関する条例</u></p>	<p><u>三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</u></p>
<p><u>(趣旨)</u></p>	<p><u>(目的)</u></p>
<p>第1条 この条例は、集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）の管理に関する事項について<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p>
<p>第2条 <u>削除</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 <u>集落における生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全を図るため、処理施設を設置する。</u></p> <p><u>2 処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</u></p>
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>
<p>第11条 略</p> <p>2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、<u>別表に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の110</u></p>	<p>第11条 略</p> <p>2 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、<u>別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に100分</u></p>

を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 略

別表 (第11条関係) 略

の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	処理区域
神倉地区農業集落排水処理施設	三朝町大字 神倉	神倉地区
東小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字 東小鹿	東小鹿地区
穴鴨地区農業集落排水処理施設	三朝町大字 穴鴨	穴鴨地区
下畑地区林業集落排水処理施設	三朝町大字 下畑	下畑地区
旭南地区農業集落排水処理施設	三朝町大字 牧	旭南地区
木地山地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字 木地山	木地山地区
助谷地区農業集落排水処理施設	三朝町大字 助谷	助谷地区
西小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字 西小鹿	西小鹿地区
古尾地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字 古尾	古尾地区
小河内地区農業集落排水処理施設	三朝町大字 小河内	小河内地区
恩地地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字 恩地	恩地地区
加谷地区農業集落排水処理施設	三朝町大字 加谷	加谷地区
大柿地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字 大柿	大柿地区

別表第2 (第11条関係) 略

(三朝町基金条例の一部改正)

6 三朝町基金条例 (平成21年三朝町条例第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)	別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
15 三朝町営住宅基金	町営住宅の整備、管理等を行い、居住の安定を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 町営住宅又は共同施設の建設に要する経費の財源に充てるとき。 (2) 町営住宅又は共同施設の修繕又は改良に要する経費の財源に充てるとき。 (3) 町債（譲渡した町営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの改良に要する経費に充てるため起こしたものに限る。）の繰上償還に要する財源に充てるとき。

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
15 三朝町営住宅基金	町営住宅の整備、管理等を行い、居住の安定を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 町営住宅又は共同施設の建設に要する経費の財源に充てるとき。 (2) 町営住宅又は共同施設の修繕又は改良に要する経費の財源に充てるとき。 (3) 町債（譲渡した町営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの改良に要する経費に充てるため起こしたものに限る。）の繰上償還に要する財源に充てるとき。
16 三朝町集落排水処理事業推進基金	三朝町における集落排水処理事業の円滑な運営と安定的経営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 集落排水処理事業の安定的経営を図るため、借入金の償還財源に充てるとき。 (2) 償還期限を繰上げて行う借入金の償還財源に充てるとき。 (3) 集落排水処理事業の推

16 略					
17 略					
18 三朝町温泉配湯事業財政調整基金	三朝町温泉配湯事業の安定的経営に資すること。	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。	
19 略					

					進を図るために必要な経費に充てるとき。
17 略					
18 略					
19 三朝町温泉配湯事業財政調整基金	三朝町温泉配湯事業の安定的経営に資すること。	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。	
20 三朝町下水道事業財政調整基金	三朝町下水道事業の安定的経営に資すること。	三朝町下水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 下水道施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。	
21 略					

(備考) 略	(備考) 略
--------	--------

別表（第3条関係）

名称	位置	処理区域
神倉地区農業集落排水処理施設	三朝町大字神倉	神倉地区
東小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字東小鹿	東小鹿地区
穴鴨地区農業集落排水処理施設	三朝町大字穴鴨	穴鴨地区
下畑地区林業集落排水処理施設	三朝町大字下畑	下畑地区
旭南地区農業集落排水処理施設	三朝町大字牧	旭南地区
木地山地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字木地山	木地山地区
助谷地区農業集落排水処理施設	三朝町大字助谷	助谷地区
西小鹿地区農業集落排水処理施設	三朝町大字西小鹿	西小鹿地区
吉尾地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字吉尾	吉尾地区
小河内地区農業集落排水処理施設	三朝町大字小河内	小河内地区
恩地地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字恩地	恩地地区
加谷地区農業集落排水処理施設	三朝町大字加谷	加谷地区
大柿地区小規模集合排水処理施設	三朝町大字大柿	大柿地区